記 者 発 表 資 料

平成３０年　７月２３日
国土交通省東北地方整備局
酒 田 河 川 国 道 事 務 所

一般国道７号 酒田市落野目地内（広田ＩＣ）
特殊車両（高さ４．１ｍ超）通行止めのお知らせ

国土交通省酒田河川国道事務所では、酒田市落野目地内（広田ＩＣ）の国道７号広田１号溝橋の補修工事のため、同橋梁下を通過する国道７号ランプ部において、高さ４．１ｍを超える特殊車両の通行止めを実施いたします。

なお、高さ４．１ｍを超える特殊車両は、国道４７号余目酒田道路（庄内町常万～酒田市東町間）を迂回してください。

通行される皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

１．規制箇所：　国道７号　山形県酒田市落野目地内（広田ＩＣ）　別紙１

①国道７号下り線オフランプ
国道７号鶴岡方面から県道３８号新庄方面へ

②国道７号下り線オンランプ
県道３８号新庄方面から国道７号秋田方面へ

２．規制内容：　高さ４．１ｍを超える特殊車両通行止め

３．規制日時：　自　平成３０年　８月２７日（月）　９時００分
至　平成３０年１０月２６日（金）１７時００分

４．そ の 他：　高さ４．１ｍを超える特殊車両は、国道４７号余目酒田道路（庄内町常万～酒田市東町間）を迂回してください。

〈 発表記者会：酒田記者クラブ、鶴岡記者会 〉

問 い 合 わ せ 先		
国 土 交 通 省　東 北 地 方 整 備 局　酒 田 河 川 国 道 事 務 所		
道路管理課長	田村　正樹	TEL 0234-27-3331
酒田国道維持出張所長	齋藤　勝	TEL 0234-34-2331

通行規制箇所

別紙　1

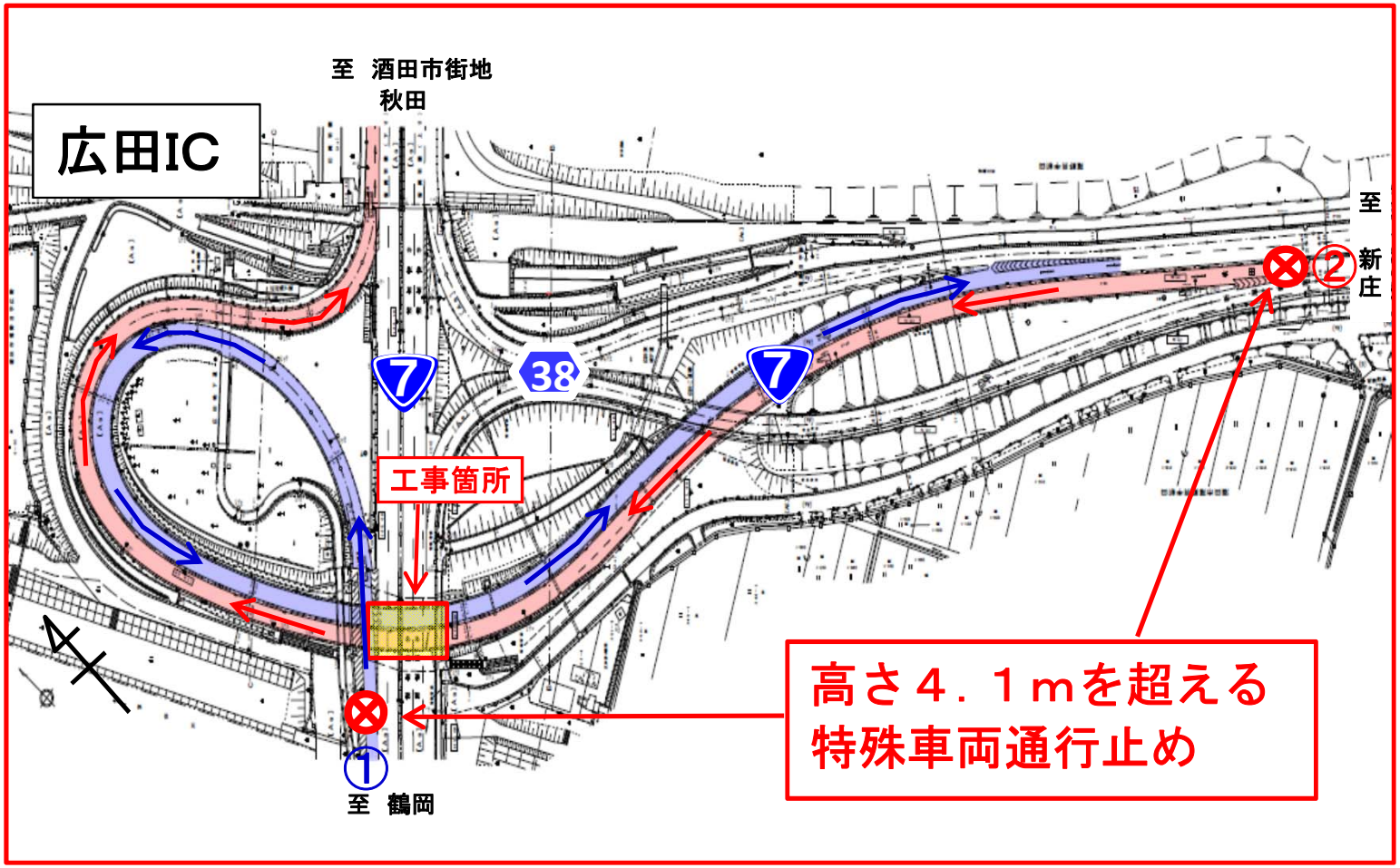
至　酒田市街地
秋田
広田IC
至
新
庄
②
7
38
7
工事箇所
高さ４．１ｍを超える
特殊車両通行止め
①
至　鶴岡

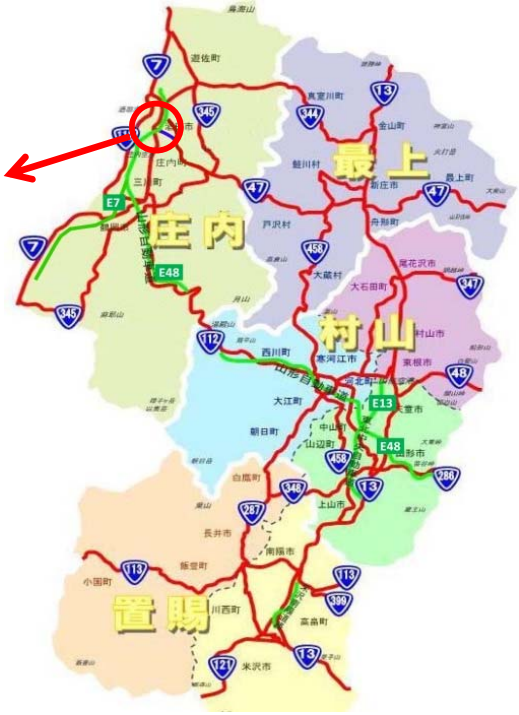
最上
庄内
村山
置賜